

●立候補予定者説明会を開催します！

寄居町議会議員一般選挙の立候補予定者を対象に、立候補届出の手続き等についての説明会を次のとおり行います。なお、会場の都合上、出席者は立候補予定者1人を含め2人以内とします。

- ▶日時／3月17日(金)午後1時30分～
- ▶場所／役場6階会議室

●入場券を郵送します

県議会議員選挙の投票所入場券は3月下旬に、町議会議員選挙の投票所入場券は4月中旬に、各世帯へ郵送します。1通の封書に4人までの選挙人を記載できる連記式の入場券となっています。投票日には、ご自分の入場券を切り取って、入場券に記載されている投票所にお持ちください。なお、入場券を紛失した場合は、町選挙管理委員会、または投票日に所定の投票所の受付に申し出てください。

●新型コロナウイルス感染症対策について

- マスク着用、手指消毒にご協力をお願いします。
- 投票所では、周りの方と距離を保つようお願いいたします。
- 期日前投票をご活用ください。
新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票事由に該当しますので、投票日当日の投票所の混雑等が気になる方は期日前投票を利用することができます。
※期日前投票所は、投票日当日に近づくほど混雑する傾向にあります。分散投票にご協力をお願いします。

投票所での対策

- 投票事務の従事者はマスク着用を徹底します。
- 入口・出口にアルコール消毒液を設置します。
- 定期的に消毒や換気をします。
- 使い捨ての鉛筆を用意します。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票をすることができます。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

●こんなときは期日前投票・不在者投票を

投票日当日に、仕事で投票所に行くことができない方や冠婚葬祭を主宰する方、買い物などの私用で投票区内にいない方、病気やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な

方(投票日当日にこのような事由が見込まれる方)などは、期日前投票、または不在者投票をすることができます。

不在者投票

○指定施設等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(病院・老人ホーム等)に入院・入所中の方は、その施設で投票することができます。投票を希望する方は、各施設へお問い合わせください。なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

○滞在地での不在者投票

国内での長期出張などで、投票日当日に投票所へ行くことができない方は、滞在する最寄りの市区町村選挙管理委員会にて不在者投票をすることができます。希望する方は、町選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。請求後、投票用紙等を滞在する住所に郵送しますので、投票用紙等を持参し、最寄りの選挙管理委員会にて投票してください。投票先の選挙管理委員会から寄居町選挙管理委員会にその不在者投票が郵送されます。郵送等に日数がかかりますので、請求はお早めをお願いします。なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。
※投票できる場所や時間は、不在者投票を行う選挙管理委員会へお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票

身体に重度の障害等があり、投票所へ行くことができない方が自宅等で投票することができる制度です。この制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、一定の要件等に該当する方が利用できます。
この制度を利用するためには「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。交付を希望する方は、お早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。また、すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、請求書に「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日の4日前までに投票用紙等を請求してください。

●第1投票区の投票所を変更します！

今回の選挙では、第1投票区の投票所を「寄居町民ホール」から「寄居町勤労福祉センター(よりい会館)」に変更します。お間違えのないようご注意ください。なお、対象地区には、3月中旬に「投票所変更のお知らせ」を配布します。

●投・開票速報について

今回の選挙から、テレドームのサービス終了に伴い、テレホンサービスは行いません。投・開票の情報については、町公式ホームページ等で情報提供を行います。



統一地方選挙のお知らせ

4月9日(日)は埼玉県議会議員一般選挙

4月23日(日)は寄居町議会議員一般選挙

の投票日です！

	埼玉県議会議員一般選挙 (北第3区 深谷市・美里町・寄居町)	寄居町議会議員一般選挙
定数	3人	16人
選挙時登録の基準日	3月30日(木)	4月17日(月)
選挙期日の告示日	3月31日(金)	4月18日(火)
立候補の届出日 場所	3月31日(金) 深谷市役所本庁舎2階2-4会議室	4月18日(火) 寄居町役場6階会議室
選挙期日(投票日) 投票時間	4月9日(日)	4月23日(日)
	午前7時～午後8時	
期日前投票期間 時間・場所	4月1日(土)～8日(土)	4月19日(水)～22日(土)
	午前8時30分～午後8時・役場1階ロビー	
投票できる方	日本国民で、次のすべてに該当し、寄居町の選挙人名簿に登録されている方	
	<ul style="list-style-type: none"> ○平成17年4月10日までに生まれた方 ○令和4年12月30日までに転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成17年4月24日までに生まれた方 ○令和5年1月17日までに転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方
寄居町から 転出した方	<ul style="list-style-type: none"> ◎埼玉県外に転出した方 →投票できません。 ◎埼玉県内の他市町村に転出した方 ○新住所地の選挙人名簿に登録された場合 →新住所地で投票できます。 ○新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合 →寄居町で投票できます。 <p>※寄居町の選挙人名簿に登録されていない方は投票できません。 ※投票するためには、引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を受けるか、または「引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書」(または住民票の写し)を提示する必要があります。 ※「引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書」(または住民票の写し)は、全国どこの市区町村でも取得できます。 ※法改正(平成29年6月1日施行)により、県内市町村を単位として2回以上住所を移転した方も投票できる場合があります。</p>	
開票	即日開票で午後9時から、総合体育館・アタゴ記念館で行います。	

☎町選挙管理委員会(☎581・2121内線181・182)